

経済産業大臣

齋藤 健 様

要 望 書

- 1 エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化
- 2 原子力発電所立地地域の振興、課題解決

令和6年1月

福 井 県

福井県政の推進につきましては、日ごろから格段の御配慮、御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の分類が2類から5類へと移行し、ポストコロナ社会の到来を迎えております。エネルギーや食糧品価格の高騰などから国民生活や事業活動を守り抜くとともに、次元の異なる少子化対策、成長と分配の好循環、GXの実現、防災・減災の強化などにより、日本経済を力強く再生することが急務であります。

そのためには、交通基盤のミッシングリンクを早期に解消し、国土の強靱化を図るとともに、それぞれ特色ある地方が我が国の成長の源となる分散型国家を実現することが必要です。また、国民生活の安定や産業の発展、国家安全保障の基盤となる原子力・エネルギー政策の実行が必要です。

福井県は今、北陸新幹線福井・敦賀開業を目前に控え、中部縦貫自動車道の県内全線開通と合わせ、100年に一度の大きなチャンスを迎えています。この機を追い風に、新産業や農林水産業の振興、地域公共交通の強化、観光やスポーツ・文化、教育、こども・子育て支援、医療・福祉などの諸施策に全力で取り組んでいく所存です。

次に掲げた事項は、地方の活力を取り戻すとともに、歯止めがかからない人口減少社会の諸問題を克服し、日本全体の成長と発展を実現するための不可欠な事項です。その実現に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年1月

福井県知事 杉本 達治

1 エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化

エネルギー政策は、国民生活の安定、産業の発展、国家の安全保障に直接関わる重要事項である。

第6次エネルギー基本計画では、2050年に向けて「原子力について必要な規模を持続的に活用していく」とし、昨年2月に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」では原子力を最大限活用する方針が新たに示され、5月に改正された「原子力基本法」では、国民理解の確保や立地地域の振興、課題解決に向けた取組み等の国の責務、使用済燃料対策など国が講ずべき基本的施策が明記されている。

国は、こうした方針や法令に基づき、原子力の様々な課題に対し、これまで以上に前面に立ち、責任を持って取り組む必要がある。

特に、電力を消費する国民全体の問題である使用済燃料対策については、昨年10月に関西電力が策定した「使用済燃料対策ロードマップ」を着実に進めるため、国が主体的に取り組むことが重要である。

また、県民の安全・安心の確保が最優先であり、国は十分な科学的根拠に基づき、原子力発電所の安全対策を進める必要がある。については、以下の対策を講じること。

(1) 原子力・エネルギー政策の実行

①原子力政策の明確化と着実な実行

将来の原子力の必要な規模とその確保に向けた道筋など原子力の将来像をより明確にするとともに、核燃料サイクルなど原子力の様々な課題に対して責任あるエネルギー政策を着実に実行すること。

また、「GX実現に向けた基本方針」および「GX脱炭素電源法」で示された原子力活用の方針や国の責務等を踏まえ、エネルギー基本計画を早期に見直すこと。

②使用済燃料対策への主体的な対応

関西電力の使用済燃料対策ロードマップに基づき、使用済燃料が確実に搬出されるよう、再処理工場の竣工目標の実現、中間貯蔵施設に係る関係者の理解確保などに向け、エネルギー政策に責任を持つ国が前面に立って主体的に対応するとともに、事業者全体で連携して取組むよう、厳しく指導すること。

また、全ての使用済燃料は再処理するため、発電所内での保管は一時的なものであることについて、国が責任を持って、県民・国民に説明し理解を得ること。

③原子力発電に対する国民理解の促進

国が前面に立って、原子力発電の重要性・必要性および「GX実現に向けた基本方針」等に示された運転期間延長、次世代革新炉の開発・建設などの原子力活用の方針について、立地地域はもとより電力消費地において説明を尽くすこと。また、理解活動の効果検証等を通じて、広報手法の工夫・改善を行い、国民に対し丁寧に分かりやすく説明し、理解を得ること。

さらに、立地自治体の広報事業についても拡充して行えるよう必要な予算額を確保すること。

④運転サイクル長期化等における安全性の確認

「今後の原子力政策の方向性と行動指針」で示された運転サイクルの長期化や定期検査の効率的実施等について、国が事業者と十分議論の上、安全性を厳正に確認すること。

⑤安全対策に係る事業環境の整備

事業者において、既設炉の活用、次世代革新炉の開発・建設に係る安全対策への投資が十分に行えるよう、国が早急に事業環境を整備すること。

⑥関西電力の業務改善への対応

金品受領問題、顧客情報不正利用問題にかかる業務改善計画等を実行する関西電力に対して、電気事業法に基づき厳しく指導・監督し、改善の内容について、国が責任を持って国民に説明すること。

⑦使用済MOX燃料の処理・処分への対応

使用済MOX燃料の処理・処分について、技術的な検討・研究開発を加速し、その具体的な方策を明らかにすること。

⑧「もんじゅ」の廃止措置への対応

「もんじゅ」の廃止措置については、事業者任せにせず国が工程管理を行うとともに、指導・監督を強化し安全確保に万全を期すこと。

また、発電設備の解体撤去等の廃止措置作業が安全・着実に実施されるよう、継続的に安全体制を強化すること。

使用済燃料およびナトリウムの県外搬出については、国が示した搬出期限までに実行できるよう、政府一体となって取り組むこと。

⑨原子力発電所の着実な廃止措置への対応

廃炉に伴い発生する低レベル放射性廃棄物の処分などの課題について、事業者任せにせず、国が責任をもって更地化までの長期に亘る廃止措置を着実に進めていくこと。

2 原子力発電所立地地域の振興、課題解決

立地地域の振興および課題解決については、昨年5月に改正された「原子力基本法」において、国の責務として明記されているところである。本県は半世紀以上にわたり、国策である原子力政策に志を持って協力しており、国は地元の声にしっかりと耳を傾け、立地地域の振興や安全安心などの課題解決に向け、早期に新たな取組みを示すなど、県・立地市町の持続的な発展に貢献するため、以下の方策を講じること。

(1) 国の責務による立地地域の振興および安全安心などの課題解決に向けた取組みの推進

「原子力基本法」に示された国の責務に基づき、避難道路の整備など原子力防災の強化や、原子力への理解促進、医療人材の確保、雇用拡大に向けた企業誘致など、立地地域の振興や安全安心などの課題の解決に向けて、早期に新たな取組みを提示すること。加えて、原子力事業者に対しても、「原子力基本法」の趣旨にのっとり、協力する責務を果たすよう指導すること。

また、北陸新幹線敦賀以西の早期認可・着工、舞鶴若狭自動車道の4車線化についても、立地地域の振興や安全確保につながるものであり、内閣府や国土交通省などの関係府省と連携して、取組みを推進すること。

(2) 共創会議で示された将来像の実現に向けた取組みの推進

立地地域の持続的な発展に向け、「福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議」において示された将来像の実現のための十分な予算措置を行い、政府一体となって国等の取組みを着実に実施すること。

特に、原子力の研究開発については、「もんじゅ」を含む周辺地域の高速炉研究開発の中核的拠点化に向けた調査を早急に完了し、拠点化構想を早期に具体化するとともに、原子力発電の安全性をさらに高める観

点から、SMRなど革新的な原子炉を対象とした研究開発を国が主導して進めること。

また、国等の取組みについては、進捗状況を定期的にフォローアップするとともに、社会環境の変化等を踏まえ、事業を追加するなど、必要な修正を行うこと。

(3) 水素・アンモニア拠点の形成

国の水素基本戦略に基づく水素・アンモニアの拠点形成に当たっては、南海トラフ巨大地震等を想定したエネルギー供給リスクの分散、バックアップ機能強化のため、日本海側の敦賀港を中心としたエリアを拠点に位置付けること。

また、日本海側と太平洋側が相互に補完できるパイプラインなど供給ネットワークを構築すること。

(4) 嶺南Eコースト計画に基づく施策の推進

①原子力人材の維持・強化

「GX実現に向けた基本方針」で示された原子力活用の方針を踏まえ、将来にわたり、原子力発電所の運転や廃止措置における安全が確保できるよう、原子力人材の確保・育成や技術継承などの国の取組みについて、さらなる充実を図ること。

②原子力研究・人材育成基盤の維持・発展

「もんじゅ」の廃止措置への移行に伴い、敦賀エリアを原子力研究・人材育成拠点とするために実施する施策について、十分な予算措置を行い、着実に実施すること。

特に、中核的施設として国が新たに整備する「試験研究炉」は、わが国の原子力人材の育成の観点からも極めて重要である。京都大学の研究用原子炉(KUR)が2026年5月で運転終了する予定であることから、西日本における原子力分野の研究開発・人材育成の基盤を維持するため、完成までの工程を明確にし、2026年から間をおかず、早期に

整備すること。

設計に当たっては、研究開発や産業分野への活用拡大のため、この試験研究炉にしかない独自の実験装置や機能、大学のサテライトキャンパスや宿泊施設などの周辺環境の整備について検討すること。

また、「もんじゅ」における1,000名雇用の維持については、廃止措置着手から10年を経過した後も、試験研究炉の運転が開始されるまでの間は、十分な雇用の確保に努めること。

③原子力リサイクルビジネスへの支援

廃止措置工事等から発生するクリアランス推定物を集中処理・再利用する原子力リサイクルビジネスは、地元企業の技術向上・人材育成、受注拡大に加え、廃止措置の円滑化、資源の有効活用による循環型社会への貢献等、国の原子力政策や環境政策を進めるうえでも重要な取組みである。

国としても、これを全国のリーディングプロジェクトとして、規制当局との意見交換、施設の詳細設計や整備に係る初期投資への支援等、ビジネスの推進に向けた取組みを支援すること。

また、ビジネスの前提となるクリアランス物のフリーリリースの実現に向けて、実証事業を拡充するなど、国民理解の促進に取り組むこと。

さらに、県が県内企業と連携して行う普及や啓発活動等に対し支援を行うこと。

(5) 立地地域に配慮した電源三法交付金・補助金制度の充実強化

①国の政策転換による廃炉の急激な進行などにより、立地地域の想定を超えた電源三法交付金の減少が続いている。地域が持続的に維持・発展できるよう、発電所の運転終了により減少した交付金の額を従前の水準まで回復させるとともに、この水準を維持した上で適用期間を完全撤去まで延長すること。

②電源立地地域対策交付金（長期発展対策交付金）に経年に伴う更なる加算措置を追加するなど電源三法交付金制度の充実強化を図るとともに、立地地域の振興に必要な予算額を確保すること。

③再生可能エネルギーや水素エネルギーを導入したスマートエリアの形成など、多様なエネルギーを活用した地域振興を支援するエネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金の予算額を十分確保すること。

（６）原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の充実強化

特別措置法に基づく「振興計画」に掲げる事業については、達成に向け所要の措置を講ずるとともに、対象事業の拡充や補助率の更なる嵩上げ、不均一課税の対象業種の拡大など、制度の充実強化を図ること。